



埼玉県報

第 576 号
令和 6 年(2024 年)
12 月 17 日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の一部を改正する規則(都市計画課)

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定(水環境課)
- 平成 22 年埼玉県告示第 526 号(埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第 1 の知事が別に定める額)の一部を改正する告示(福祉政策課)
- 埼玉県農業災害対策特別措置条例に規定する特別災害の告示(農業支援課)
- 見沼代用水土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 寄居都市計画下水道(寄居町決定)の変更に係る図書の写しの縦覧(下水道事業課)
- 県道和光志木線の供用の開始(朝霞県土整備事務所)
- 埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示(内水面漁場管理委員会)

規 則

埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第七十七号

埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「又は」を「（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を要するものを除く。第十一条において同じ。）又は」に改め、「開発行為（」の下に「当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの及び」を、「ものを除く」の下に「。第十一条において同じ」を加える。

第十一条中「（開発区域の面積が一ヘクタール以上のものを除く。）」を削る。

様式第四号及び様式第五号の二中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第十号及び様式第十号の三中「工事種別」を「工事種別」に改める。

様式第十九号を次のように改める。

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	写 真
氏 名	
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
 - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の埼玉県都市計画法に基づく発行為等の手続に関する規則様式第十九号による身分証明書は、改正後の埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則様式第十九号による身分証明書とみなす。

告 示

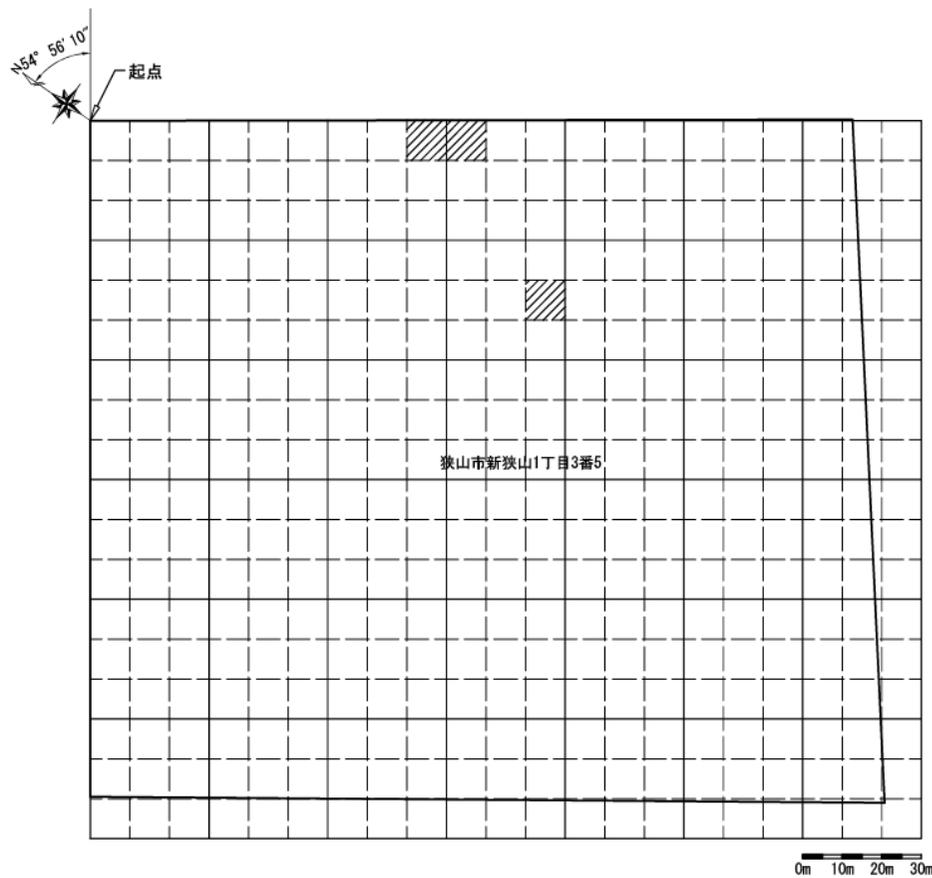
埼玉県告示第千三百二十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和六年十二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域
別図のとおり（埼玉県狭山市新狭山一丁目三番五の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、狭山市新狭山1丁目3番5の最北端とする。

【格子の回転角度(54度56分10秒)】

起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

告示

埼玉県告示第千三百二十一号

平成二十二年埼玉県告示第五百二十六号（埼玉県総合リハビリテーションセンター
 条例別表第一の知事が別に定める額）の一部を次のように改正し、公布の日から
 施行する。

令和六年十二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

表診療及び検査の項区分の欄中「急性期一般入院料七」を「急性期一般入院料六」
 に改め、同項金額の欄中「二、二七〇円」を「二、三二〇円」に、「二、〇七〇円」
 を「二、一〇〇円」に改め、同表身体検査（試験検査を除く。）の項金額の欄中「三、
 一六〇円」を「三、二〇〇円」に改め、同表ツベルクリン反応検査及び予防接種の

項金額の欄中「五、四〇〇円」を「六、六五〇円」に改め、同項中

ジフテリア・ 混合
ジフテリア・ 不活化ポリ
ジフテリア・

百日せき・破傷風	一回につき	四、九〇〇円
百日せき・破傷風 才混合	一回につき	一〇、二六〇円
破傷風混合	一回につき	四、八三〇円

を

百日せき・ジフテリ 混合
百日せき・ジフテリ ・不活化ポリオ混合
ジフテリア・破傷風
百日せき・ジフテリ ・不活化ポリオ・へ b型混合

ア・破傷風	一回につき	四、九六〇円
ア・破傷風	一回につき	一〇、三二〇円
混合	一回につき	四、九〇〇円
ア・破傷風	一回につき	一九、〇四〇円

に改め、同項金額の欄中「九、

モフィルス

二六〇円」を「九、二七〇円」に改め、同項中

麻しん風しん混合

一回につき

九、〇七〇円

を

麻しん風しん混合

一回に

つき 九、一三〇円

に改め、同項金額の欄中「五、九二〇円」を「六、二

六〇円」に、「六、〇五〇円」を「六、三九〇円」に、「六、七九〇円」を「六、

八六〇円」に、「四、二一〇円」を「四、八一〇円」に改め、同項中

結核（B C

G）

一回につき

九、〇七〇円

を

結核（B C G）

一回につき

一〇、七九〇円

に改め、同項金額の欄中「五、

〇六〇円」を「五、一三〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、七五〇円」に、「七、

六六〇円」を「七、七三〇円」に、「二五、〇九〇円」を「一六、二七〇円」に、

「一五、六六〇円」を「一六、九四〇円」に、「七、八一〇円」を「七、八八〇円」

に、「八、三一〇円」を「八、八五〇円」に、「一〇、九五〇円」を「一〇、九八

〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、三一〇円」に、「二五、四四〇円」を「二五、

五一〇円」に、「一六、七六〇円」を「一六、八三〇円」に、「二六、一一〇円」

を「二六、八六〇円」に、「七、七九〇円」を「八、四八〇円」に、「一回につき

六、一二〇円」を「一回につき 六、一九〇円」に、「二三、八三

〇円」を「二三、八七〇円」に、「八、五九〇円」を「八、六二〇円」に改め、同

項中

髄膜炎菌

一回につき

二三、七七〇円

を

髄膜炎菌（四価髄膜炎菌ワクチ

ン）

一回につき 二三、八三〇円

に改める。

R Sウイルス

一回につき

二五、六四〇円

告 示

埼玉県告示第千三百二十二号

令和六年六月から九月の高温による災害を令和六年十二月十七日、埼玉県農業災害対策特別措置条例（昭和五十三年埼玉県条例第十四号）第三条第一項の特別災害として指定した。

令和六年十二月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

告示

埼玉県告示第千三百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和六年十二月十二日認可した。

令和六年十二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

見沼代用水土地改良区

二 事務所所在地

埼玉県久喜市

告示

埼玉県告示第千三百二十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年十二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二三―一九―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県本庄市児玉町蛭川字樋越千六十五番一、千六十六番二、千六十九番

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 百七十五・五一立方メートル

浸透効果量 〇・〇〇九五立方メートル毎秒

告 示

埼玉県告示第千三百二十五号

寄居町から寄居都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和六年十二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年十二月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十二月十七日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 小川 裕 嗣

和光志木線	路線名
朝霞市岡一丁目九七八番一地先から 同市岡一丁目九七六番二地先まで	供用開始の区間
令和六年十二月十七日	供用開始の期日
令和六年二月九日 付け埼玉県朝霞県土 整備事務所長告示 第二号で告示した道 路予定区域の供用開 始である。 延長五七・四五メー トル	備考

告 示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第三号

埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年十二月十七日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 佐 野 元 彦

埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程（令和五年内水面漁場管理委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第三十条の八」を「第三十条の六第四項」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。